

埼玉県企業局建設工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県企業局の発注する建設工事の検査に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 検査員

埼玉県公営企業財務規程（昭和39年3月31日公営企業管理規程第5号）第119条第1項の規定により検査を行う職員として指定を受けた職員をいう。

(2) 工事検査員

検査員のうち、主席工事検査員が検査の実施を命じる職員をいう。

なお、検査の実施を命じられる職員は、埼玉県企業局組織規程（昭和38年11月1日公営企業管理規程第1号）第3条第2項に規定する主席工事検査員、副主席工事検査員、主任工事検査員等とする。

(3) 完成検査

完成した工事について行う検査をいう。

(4) 中間検査

工事の施工期間中において行う検査をいう。

(5) 部分払検査

工事の既済部分について受注者から部分払検査請求書が提出されたときに行う検査をいう。

(6) 決裁権者

埼玉県公営企業財務規程第119条第1項の規定により当該検査に係る支出負担行為についての決裁権者をいう。

(7) 発注課所場長

当該検査に係る支出負担行為を行う課所場の長をいう。

(工事検査員の検査対象工事)

第3条 工事検査員の検査対象工事は、請負代金額が原則として別表1に定める額以上のものとする。ただし、別表2の検査を除く。また、地域整備事業における造成工事

過程で実施する試掘検査（分譲地検査）については、工事検査区分が事務所執行であっても中間検査として工事検査員が実施する。

- 2 決裁権者及び主席工事検査員は、緊急その他の事由により必要がある場合は、双方協議の上、前項の定めによらないことができる。

（中間検査、部分払検査）

第4条 中間検査は、別に定める実施基準に基づき実施するものとするが、原則として、出来高の割合にかかわらず当該工事の主たる構造物及び基礎等が完成検査時に明視できなくなる部分の検査とし、工事の施工状況を確認するため、工事期間中に少なくとも1回以上実施するものとする。

なお、請負代金額が1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事にあつては、原則2回実施するものとし、その工事の重要度に応じて実施頻度を増減できるものとする。

- 2 中間検査を省略できる工種は、別表3に定めるものとする。

なお、別表3に示すもののほか、施工工程上、中間検査の実施が困難となる工種については、中間検査を省略することができるものとする。ただし、工事検査員の検査対象工事については、事前に工事検査員と協議を行うものとする。

- 3 中間検査において、受注者から部分払の請求があつた場合には、中間検査と部分払検査を同時に行うことができるものとする。
- 4 中間検査及び部分払検査の実施に当たっては、受注者に必要以上の準備作業を求めないこととする。

（検査員の指定）

第5条 決裁権者は、完成検査、中間検査又は部分払検査を行うに当たっては、支出負担行為決議書により検査員を指定するものとする。

なお、工事検査員の検査対象工事については、「企業局工事検査要綱に基づく工事検査員」と指定することにより、埼玉県企業局財務規程第119条第1項に規定する検査を行う職員として指定したとみなすものとする。

- 2 検査員の変更等が生じた場合は、検査員指定書により検査員を指定するものとする。

（工事概要の通知）

第6条 発注課所場長は、工事検査員の検査対象工事の請負契約締結後、すみやかに様式第1号の工事概要通知書により主席工事検査員に該当工事の概要を通知しなければならない。

(検査員の検査手続)

- 第7条** 発注課所場長は、受注者から工事の工事完成通知書若しくは部分払検査請求書の提出があったとき、又は中間検査を必要と認めたときは、当該工事を確認の上、第5条の指定を受けた検査員に工事の検査を行わせるものとする。
- 2 発注課所場長は、工事検査員が工事の検査を行う工事については、事前に工事検査請求書により主席工事検査員に工事の検査を請求するものとする。

(工事の履行を確認できない場合の措置)

- 第8条** 検査員は、設計図書に定めるところにより工事の履行を確認できないと認めるものについては、工事手直し指示書により発注課所場長に手直しを指示しなければならない。
- 2 発注課所場長は、検査員から工事手直し指示書を受領したときは、直ちに受注者に対し、期日を指定して手直しを請求しなければならない。
- 3 発注課所場長は、前項による手直しが完了したときは工事手直し報告書により、検査員に手直しが完了した旨を報告しなければならない。
- 4 検査員は、前項の規定による手直しが完了した旨の報告を受けたときは、当該手直し部分の検査を行わなければならない。

(検査結果の報告)

- 第9条** 検査員は、中間検査、完成検査又は部分払検査の結果について当該工事を適正と認めたときは、工事検査調書又は工事既済部分認定調書により、決裁権者に報告しなければならない。

(その他)

- 第10条** この要綱に定めるもののほか、検査員の検査に関し必要な事項は管理者が定める。
- 2 本要綱に関する様式以外は、埼玉県建設工事検査要綱に基づく各種様式を準用するものとする。

別表 1 工事検査員の検査対象工事

区 分	工 事 検 査
土 木 工 事	2,000 万円
建 築 工 事	1,000 万円
設 備 工 事	2,000 万円

別表 2 工事検査員が行う検査から除く工事

- 内容が複雑ではない工事
- ・ 植栽工事
- 出来形がない工事
- ・ 撤去・解体のみの工事（浄水場、中継ポンプ所及び地域整備事業の事業地内）
 - ・ 伐採工事
- 内容が複雑ではない、あるいは単一の工種を一括して発注することにより、請負代金額が工事検査員検査の対象額を超えた場合も、工事検査員検査の対象から除外する。
- ・ 弁類分解補修工事
 - ・ 地域整備事業における地元要望に関する工事

注 1 大規模工事となった場合は、検査員検査の対象とする

注 2 上記の類似工事を検査員検査の対象から除外する場合は、主席工事検査員と協議する

別表 3 中間検査を省略できる工種

- ・ 維持補修的な工事
（各浄水場の管理する管路一円で実施する弁類修繕工事、除草工事等）
- ・ 単一的な工事
（側溝布設工事、防護柵設置工事、舗装オーバーレイ工事等）
- ・ 完成検査時に支障なく出来形・品質・性能等の確認が可能な設備工事
（弁類工事、空調設備工事、配管（給水、薬注等）工事、薬注ポンプ工事、外灯（照明）工事、計装設備（流量計等）工事、汎用品の設置・交換工事 等）
ただし、施工が広範囲に及び 1 日で全数の検査が困難な工事や完了検査時に通電・通水・薬品等の影響により安全が確保できない工事は除く。
- ・ 分解等を伴わない部品交換のみの修繕工事等
（計装機設備修繕工事、計装機器設備修繕工事 等）

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 埼玉県企業局建設工事検査要綱（平成 16 年 4 月 1 日改正）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

工事概要通知書

課所場名

区 分	内 容
事 業 名	
工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者	
請負代金額	
工 期	
契 約 方 法	
工 事 概 要	
監 督 員 ・ 職 ・ 氏 名	